

京都市衛生公害研究所条例の一部を改正する条例(平成22年3月31日
京都市条例 75 号)(保健福祉局衛生公害研究所)

京都市衛生公害研究所は、保健衛生の向上及び公害の防止を図るための施設として設置されたものですが、社会経済活動による環境への負荷の増大等に起因する環境問題に対応するため、その目的を公害の防止を図ることから環境の保全を図ることに変更することに伴い、次のとおりその名称を変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
京 都 市 衛 生 公 害 研 究 所	京 都 市 衛 生 環 境 研 究 所

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生公害研究所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 75 号

京都市衛生公害研究所条例の一部を改正する条例

京都市衛生公害研究所条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市衛生環境研究所条例

第 1 条中「公害の防止」を「環境の保全」に、「京都市衛生公害研究所」を「京都市衛生環境研究所」に改める。

第 2 条本文中「京都市衛生公害研究所」を「京都市衛生環境研究所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 備考 1 中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

- 3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 保健衛生関連施設の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

4 京都市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

(保健福祉局衛生公害研究所)